

2 財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成30年3月5日発行（山梨県公報号外第5号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	公益財団法人 やまなし文化学習協会	
所管部（局）課	県民生活部 生涯学習文化課	県民生活・男女参画課（公の施設管理）
監査実施日	平成29年9月27日、28日	11月15日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>[指摘事項]</p> <p>前回監査において、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金及び森の教室の参加費の現金について、財務規程第17条の3に「収納の日又はその翌日に払い込まなければならない。ただし、収納した金額が3万円に達するまでは、収納した日のもっとも古い日を起算日として7日分までの金額を取りまとめ、その翌日までに払い込むことができる。」と規定されているが、7日を超えて払い込まれているものがあり、双葉ふれあい文化会館の利用料金の現金については、3万円を超えた時点で迅速に払い込まれていないものがあつたことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「現金の取扱いについては、現金出納簿により複数での確認を徹底していく。」と回答があつたが、今回の監査においても、現金収納後の払い込みが規定どおり行われておらず、遅延しているものがあり、前回の指導事項が改善されていなかった。</p> <p>（双葉ふれあい文化会館）</p>	<p>（発生原因の検証結果）</p> <p>現金の不適切な取り扱いについては、前回監査の指摘を踏まえ、再発防止に向け適正な運用を図るよう職員への指導を行ってきたが、職員の意識改革が不十分で、協会諸規程についての理解が不足していた。また、複数職員による現金出納簿の確認も徹底されていなかった。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>勤務体制を考慮し、払込期限が土日及び休館日であるときは、これらの日後最も近い日を払込日とする内容に財務規程の改正を行った。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>財務規程の一部改正を行ったことから、新たに財務研修や諸規定の勉強会などを実施した。また、改めて、複数職員による現金出納簿の確認を徹底した。</p> <p>同様の指摘を受けることのないよう、職員一人ひとりの意識改革と資質向上に取り組み、継続的な意識付けに努めていく。</p>
	<p>(指導事項)</p> <p>1 支出事務において、次のとおり不備があつた。</p> <p>(1) 納税証明書の請求に要する収入印紙等の購入において、資金前渡で支出されているが、財務規程第21条に規定されている前渡資金精算書及び物品購入報告書が作成されていなかった。（本部）</p> <p>(2) 公益法人定期報告に係る納税証明書の発行手数料について、支出負担行為伺いが作成されていなかった。（本部）</p> <p>(3) 財務規程第23条の2の立替払が認められているケースではないにもかかわらず、立替</p>	<p>1</p> <p>(1) (2) (発生原因の検証結果)</p> <p>協会諸規程について理解不足であつた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>監査終了後、必要書類の作成を行った。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は複数の職員によるチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の遂行および再発防止に努めていく。</p> <p>(3) (発生原因の検証結果)</p> <p>協会諸規程について理解不足であつた。</p>

<p>払となっているものがあつた。（本部） （山梨県近代人物館）（ぴゅあ富士）</p> <p>2 契約書及び請書に、次のとおり不備があつた。</p> <p>(1) サテライトスクール事業業務委託契約において、支出負担行為伺いの起案日及び請負業者からの見積書の日付が、契約書の委託開始日より後の日付となっていた。 （山梨県生涯学習推進センター）</p> <p>(2) 「生涯学習やまなし」の発行及び送付に係る請書において、契約締結日が委託開始日より後の日付となっていた。 （山梨県生涯学習推進センター）</p> <p>(3) 公演に関する契約書において、違約金条項に記載した違約金額が契約金額の 10/100 とすべきところ 1/100 とされていた。 （双葉ふれあい文化会館）</p> <p>(4) 委託契約書において、違約金条項が記載されていないものがあつた。 （双葉ふれあい文化会館）（ぴゅあ峡南） （ぴゅあ富士）</p> <p>3 財務規程第 18 条及び第 20 条において、支出負担行為伺い及び支出伺いは事務局長の決裁を受けなければならないと定められているが、事務局長の決裁印が押印されていないものがあつた。（山梨県生涯学習推進センター） （ことぶき勸学院）</p> <p>4 協会が備えるべき会計帳簿（補助簿）として財務規程第 40 条に規定されている基本財産台帳が、作成されていなかった。（本部）</p>	<p>（再発防止策） 今後は財務研修や諸規定の勉強会などを実施し、職員一人ひとりの意識改革と資質向上に取り組んでいく。</p> <p>2（発生原因の検証結果） 協会諸規程等について理解不足であつた。</p> <p>（再発防止策） 今後は複数でのチェックを行い、適正な事務処理に努める。財務研修や諸規定の勉強会などを実施し、職員一人ひとりの意識改革と資質向上に取り組んでいく。</p> <p>3（発生原因の検証結果） 起案者が事務局長であつたために、決裁の欄への押印を怠ってしまった。</p> <p>（措置の対応状況等） 監査終了後、決裁の印を押印した。</p> <p>（再発防止策） 今後は適正な事務処理に努める。</p> <p>4（発生原因の検証結果） 協会諸規程について理解不足であつた。</p> <p>（措置の対応状況等） 監査終了後、基本財産台帳の作成を行った。</p> <p>（再発防止策） 今後は財務規程を遵守するよう職員へ周知徹底を行った。</p>
---	---

監査対象団体	公立大学法人 山梨県立大学	
所管部(局)課	県民生活部 私学・科学振興課	
監査実施日	平成29年9月14日、15日	12月21日
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p>(指導事項)</p> <p>1 小口現金の設定額について、小口現金取扱要項第4条において、会計事務取扱規程第15条第2項に規定されている限度額(各キャンパス30万円)の範囲内で、「小口現金取扱責任者は、小口現金の設定を申請するときは、小口現金(設定・変更・廃止)申請書を会計責任者に提出しなければならない。」とされているが、設定額3万円で決定された平成24年3月以降、小口現金残高が設定額を超えている時期(平成28年12月22日～平成29年3月31日)があったにもかかわらず、変更申請書が提出されていなかった。</p> <p>2 物品及び不動産等の検査について、物品管理規程第6条及び不動産等管理規程第7条に、各々の管理者は毎事業年度1回以上検査を実施し、現品管理状況の適否及び帳簿記録の正否を実地に確かめ、各々の管理責任者に報告しなければならないと定められているが、報告されていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、小口現金の設定額の変更を行わなかった。 (措置の対応状況等) 監査終了後直ちに設定額の変更を行った。 (再発防止策) 担当者の引継ぎを確実に言い、規定に従った処理を行う。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 担当者の認識不足により、財務諸表を管理責任者(事務局長)へ提出することをもって報告していると解していた。 (措置の対応状況等) 物品及び不動産等の検査の方法について、再度確認を行った。 (再発防止策) 物品及び不動産の検査結果を毎事業年度、管理責任者に対して報告を行う。</p>
	<p>(意見)</p> <p>地方の人口減少と地域の活力低下に歯止めをかけ、地方創生と地方の自立を推進していくため、今、地方の公立大学には、地方を担う人材を育成し、地方への新しい人の流れをつくる「地(知)の拠点」としての役割が期待されている。</p> <p>県立大学におかれては、県が示した第2期中期目標(平成28年度～平成33年度)の達成に向け、県内の企業、医療機関、団体等と連携を図りつつ、地域課題への対応を目指す共同研究や現場人材の研修等の事業などを積極的に展開しているところであるが、引き続き、地域の産業振興や地域福祉、住民の生活・文化の向上に取り組むとともに、地域の課題解決に貢献できる優秀な人材の供給や地域社会が抱える課題への対応など、中期計画の着実な推進に取り組まれない。</p>	<p>第2期中期目標への取り組みについては、県から示された第2期中期目標の達成のため、その中期目標期間においての中期計画及び各年度で実施する年度計画を策定している。</p> <p>平成30年3月にCOC事業が終了するのを目途に、地域戦略総合センターと地域研究交流センターを統合していく。</p> <p>共同研究・プロジェクト研究の学内公募条件には、以下の三箇条を掲げ、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を、引き続き実施していく。</p> <p>①広く3学部・研究科の教員の参加を募り、各所属の特色を出しつつも、所属を超えた教員間相互の協働による相乗効果を創出し、地域に還元する。</p>

	<p>②県民、NPO、企業、自治体等との連携により研究を行い、地域に開かれ地域と向き合う大学としての本学の対外ネットワーク形成のベースとする。</p> <p>③地域が抱える課題とその解決、地域資源の発掘や活用、地域文化の創造につながる研究を実施する。</p>
--	---

監査対象団体	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団		
所管部（局）課	福祉保健部 福祉保健総務課	障害福祉課（公の施設管理）	
監査実施日	平成29年10月23日、24日	12月1日	
監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）	
<p>[指摘事項]</p> <p>前回の監査において、平成25年度の監査で指導事項とした、経理規程施行細則第41条に規定された物品等の検収時の処理（検収年月日、職氏名の記名、押印）が行われていなかったことについて、未改善であったことから、指摘事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「今後、検収時における記載事項及び押印について、複数職員による確認を徹底し、再発の防止に努める。」と回答があったが、今回の監査においても、同様の事案が認められ、改善が図られていなかった。</p> <p>（本部事務局）（はまなし寮）</p>		<p>（発生原因の検証結果）</p> <p>直近2回の監査において物品納入時における検収確認の不備が指摘されたことを受け、事業団全体の問題として事務担当者の指導を行ってきた。しかし、検収を行う全ての職員に改善策の徹底が行き届いていなかったことにより、過去に問題となった施設とは別の施設において同様の指摘を受けることとなった。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>今回指摘を受けた施設に対し、再度、物品等の検収時の処理を徹底するとともに、該当外の施設に対しても再確認を行った。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>今後、同様の指導を受けることがないように、今回の指摘事項・指導事項・意見を共有し、改善策を徹底するため、平成30年4月17日に事務担当者会議を開催した。</p> <p>また、定期的な事務担当者会議の開催、内部監査の実施により、同様の指摘を受けることがないように、再発防止に努めていく。</p>	
<p>（指導事項）</p> <p>1 経理規程施行細則第13条では「契約当事者は契約その他支出の原因となる行為をしようとするときは、支出負担行為伺いにより決裁を受けなければならない。」と定められているが、保険への加入について、保険期間終了後に決裁を受けていた。また、支出負担行為伺いで決裁を受けるべきところを、物品購入要求書により決裁を受けていた。（きぼうの家）</p>		<p>1（発生原因の検証結果）</p> <p>経理規程等の徹底が不十分であった。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>平成30年度から保険料の支出に当たっては、支出負担行為伺いにより、保険期間開始前に決裁を受けている。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>他施設においても、こうしたことが発生しないよう、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。</p>	

<p>2 廃棄物処理委託契約において、予定価格が100万円を超えていたため、競争入札による契約を行うべきところ、単年度の支出限度額が100万円以下であったことから、2者の見積合わせによる随意契約が行われていた。 (もえぎ寮)</p>	<p>2 (発生原因の検証結果) 当初、経理規程第67条第1号による随意契約での契約締結を予定していたが、予定価格調書作成時、算出価格(消費税抜き)の欄に、実例価格(消費税込み)を入力したことにより、予定価格調書と当初想定した予定価格に誤差が生じ、予定価格が随意契約が認められている金額を超過してしまった。 (措置の対応状況等) 随意契約においても、予定価格は、法人が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の基準となる価格であることを認識し注意深く作成する。 (再発防止策) 契約事務に係る経理規程等の理解と実施を徹底していく。</p>
<p>3 平成29年3月分職員食事代(利用者等外給食収益)が未収金に計上されていなかった。 (豊寿荘)</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 決算事務において、未収金の確認が不十分であったため計上漏れとなった。 (措置の対応状況等) 計上漏れとなった平成29年3月分職員食事代については、平成29年度の利用者等外給食収益に計上した。 (再発防止策) 平成29年度決算においては、計上漏れないよう未収金台帳の確認を的確に行っていく。</p>
<p>4 サテライト桃源荘の売店における食品類の販売は、法人税法上の収益事業に該当するが、収益事業開始の届出及び収益事業の税務申告が行われていなかった。(本部事務局)</p>	<p>4 (発生原因の検証結果) サテライト桃源荘の売店は、平成27年3月25日より営業を開始したが、専ら施設利用者の利便に供するための売店経営であることから社会福祉法第26条における収益事業には該当しなかったため、税務申告が不要と判断した。 (措置の対応状況等) 平成29年10月25日、甲府税務署法人税課担当者に今回の指導内容を伝えるとともに、税務申告等の手続きについて指導を受けた。 (再発防止策) 毎年度決算終了後に青色申告により申告を行う。</p>

<p>5 経理規程第29条に「現金について、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない。」と定められているが、毎日の照合及び報告が行われていなかった。 (本部事務局) (はまなし寮)</p> <p>6 物品購入要求書について、会計責任者の決裁印が押印されていないものがあった。 (本部事務局)</p> <p>7 棚卸資産である給食用材料(非常用食品)について、平成28年度中に購入した分の金額が期末残高に正しく反映されておらず、貸借対照表上の計上金額が相違していた。また、経理規程第43条第2項及び計算書類に対する注記に「棚卸資産は最終仕入原価法に基づく原価法により評価する。」と定められているが、購入した際の個別の取得価額で評価されており、評価方法が相違していた。(はまなし寮)</p>	<p>5 (発生原因の検証結果) 小口現金の照合及び報告については、金銭の出入りがあった日のみ行っていた。経理規程第29条の理解不足が原因である。 (措置の対応状況等) 該当施設で使用していた様式について、毎日の照合及び確認ができる様式に改正した。 (再発防止策) 様式について、全施設共通のものとするため、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。</p> <p>6 (発生原因の検証結果) 会計に関する伺い書及び証憑書類等については複数職員で確認を行っているところであるが、最終的な確認作業を怠ったため今回の様な押印漏れが生じた。 (措置の対応状況等) 伺い書及び証憑書類等について、決裁を受ける回覧が担当者に戻ってきたところで、最終確認を行うことを徹底した。 (再発防止策) 他施設においても、こうしたことが発生しないよう、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。</p> <p>7 (発生原因の検証結果) 納品書により購入金額を把握したため、材料によって消費税抜きの金額で計上されているものがあった。また、経理規程第43条第2項及び計算書類に対する注記の理解不足により、個別の取得金額により評価し計上していた。 (措置の対応状況等) 平成29年度決算から、消費税込みの金額を用いた、最終仕入原価法に基づく原価法により評価し計上することとする。 (再発防止策) 他施設においても、こうしたことが発生しないよう、平成30年4月17日開催の事務担当者会議において再度徹底した。</p>
<p>(意見) 今回の監査において、不適切な事務処理が多数認められた。特に、指摘事項については、直近2回の監査において強く改善を促してきた物品納入時における検収確認に関するもので、監</p>	<p>今回の指摘事項については直近2回の監査においても指導を受けており、法人内の徹底不足が再発の原因となってしまった。 事業団としても法人全体の問題として重</p>

<p>査結果に対する措置状況のとおり改善策が徹底されていれば再発を防げたものである。これまでの監査結果が、事業団の事務改善に結び付かなかったことは、遺憾である。</p> <p>指摘事項となった事案は、過去に問題となった施設とは別の施設において認められたものであるが、事業団全体の問題として受け止めていただき、本部が統一的に指導することにより、組織として事務処理の適正化に努められたい。</p>	<p>く受け止め、定期的な事務担当者会議の開催、内部監査の実施により再発防止に努め、事務処理の適正化を図っていく。</p>
--	---

監査対象団体	地方独立行政法人 山梨県立病院機構	
所管部(局)課	福祉保健部 医務課	
監査実施日	平成29年10月10日、11日	11月29日
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
<p>[指摘事項]</p> <p>前回監査において、契約書に、契約保証金の免除及び違約金に関する事項の記載がない等不備があったことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「契約書作成担当者及び経理担当者が相互確認を行い、予定数量及び必要な項目等の記載の不備がないよう徹底していく。」と回答があったが、今回の監査においても、契約書の記載に次のとおり不備が認められ、前回の指導事項が改善されていなかった。</p> <p>(1) 産業廃棄物収集運搬業務委託契約書及び産業廃棄物処分業務委託契約書に、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項の記載がなく、また、単価契約であるため予定数量を記載する必要があったが、記載されていなかった。</p> <p>(2) 山梨県立病院看護師募集案内ツール制作業務委託契約書に、契約代金の支払方法及び違約金に関する事項が記載されていなかった。</p> <p>(3) 財務会計システム運用保守業務契約書に、契約保証金の免除に関する事項及び違約金に関する事項が記載されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>前回監査での指導を受け、院内の事務担当者の会議などで指導内容の説明を行ったが、契約書を作成する担当まで十分周知・徹底されていなかった。また、決裁過程でのチェックも不十分であったことから、同様な指摘を受けることとなった。</p> <p>(措置の対応状況及び再発防止策)</p> <p>平成30年度の新規契約分から、支出契約決議書に指摘事項を含めたチェックリストを添付し、決裁過程で記載漏れがないことの確認を行い、同様の指摘を受けることがないように再発防止に取り組んでいく。</p> <p>また、契約書の雛形を取引の相手方が作成している契約も多くあることから、契約書記載事項の変更を協議していく。</p>	
<p>(指導事項)</p> <p>1 平成27年度末棚卸資産の修正として20,891,603円が、その発生原因が不明のまま、損益計算書の臨時利益の過年度損益修正益に計上されていた。なお、監査日現在に至っても、棚卸資産の修正の発生原因が明らかにされていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>平成27年度の棚卸資産期首残高(税抜)について、その額から更に消費税相当額を減算してしまった。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>決算時に実地棚卸結果(税抜)と貸借対照表(税抜)を突合し、税区分による誤り</p>	

<p>2 平成 28 年度の決算報告書において、予算額の一部に記載誤りがあった。また、平成 28 年度に予算の変更を行っていたが、予算差引簿の予算額が変更後の予算額ではなく、当初の予算額のままになっていた。</p> <p>3 長期未収金が次のとおり認められた。 (決算日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>・中央病院</td> <td>医業未収金</td> <td>211,752,618 円</td> </tr> <tr> <td>・北病院</td> <td>医業未収金</td> <td>16,373,938 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>228,126,556 円</td> </tr> </table>	・中央病院	医業未収金	211,752,618 円	・北病院	医業未収金	16,373,938 円		計	228,126,556 円	<p>を防いでいく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 決算報告書に記載される予算額は、当初予算額に補正額を加減算して変更後の予算額を算出するが、補正額の転記に誤りがあった。 (措置の対応状況及び再発防止策) 今後は変更後の予算額と理事会資料に記載された収支計算書の金額との突合を行うことで、補正額の転記が正確に行われているか確認を行っていく。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 未収金の主な発生原因として、患者本人の支払意思の欠如、家計の状況、死亡や予後の不良などから診療結果に不満があり、診療費の支払を故意にしないなどがある。 (措置の対応状況及び再発防止策) 医療未収金については、文書等で督促しているが、発生から1年が経過したものは弁護士事務所と締結している未収金回収業務委託により、引き続き未収金残額の低減を図っている。 中央病院では、平成27年6月から、初期段階での請求を強化（督促状送付：発生から1か月以内→発生から半月以内）するとともに、発生から3か月経過したものには連帯保証人にも請求を開始した。 北病院では、患者・患者家族・精神保健福祉士・事務担当者等の関係者で患者の経済状況や、支援体制について情報共有を密に行い、必要な行政サービスの申請や補助、経済状況に沿った医療費の分割納付や延長納付等の支払方法の提案や相談を随時行っている。</p>
・中央病院	医業未収金	211,752,618 円								
・北病院	医業未収金	16,373,938 円								
	計	228,126,556 円								
<p>(意見)</p> <p>1 高齢化の進展など医療を取り巻く環境の変化と多様化する医療ニーズへの的確な対応が求められる中、病院機構におかれては、引き続き、救命救急、周産期母子医療、精神科救急等の機能を担う急性期医療の基幹病院として政策医療を確実に実施するとともに、地域の医療機関との連携を一層強化するなど、県が示した第2期中期目標（平成27年度～平成31年度）の達成に向け、県民に信頼される質の高い医療の提供と経営基盤の安定化に着実に取り組まれ</p>	<p>1 山梨県から指示された中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画に定めた事項の実現に引き続き努めることで、政策医療を的確に提供するとともに、山梨県内唯一の地域医療支援病院として地域の医療機関との連携強化に努めていく。 平成29年7月に発生した薬剤紛失事案を受け、山梨県に提出した改善報告書に基づき薬剤管理の強化に努めていく。</p>									

たい。

また、中央病院における薬剤紛失事案については、薬剤部の入室制限などの再発防止策を定めた改善計画を着実に実施し、二度と県民の信頼を裏切り不安を抱かせることのないよう、薬剤管理の強化に努められたい。

- 2 過去に病院機構を割愛退職して県に採用された元機構職員の退職金については、負担のルールが不明確であったため、県へ転籍した時点で、在籍時に引き当てた退職給付引当金を取り崩していたが、県と協議した結果、機構に在籍していた期間に相当する額を支払うこととなり、平成28年度決算において、該当職員4人の退職手当に要する経費（84,863,471円）が臨時損失として損益計算書に計上された。

多額の臨時損失は、機構の安定的な経営を阻害する要因となることから、今後、このような多額の臨時損失が生じることのないよう、将来的に負担が想定される経費について県と協議を行い、負担方法を取り決められたい。

- 2 山梨県と病院機構の割愛職員の退職金の取扱いについては、地方独立行政法人化時から明文化されておらず、双方の間で検討されたこともなかった。

平成28年度に、派遣社員と同様な精算方式が可能か検討を始め、同年度中に方針を双方で合意し、平成29年度に割愛職員の退職手当に係る協定を締結した。

このため、平成28年度に地方独立行政法人移行時からの退職手当に要する経費を臨時損失として計上したが、県を退職し、病院機構に在職した割愛職員の退職金相当額は県の予算措置が間に合わず、平成29年度に臨時利益として計上することとなり、計上年度にずれが生じたため、特別損失のみの計上となった。

平成29年度以降は、割愛職員の異動を把握し、上記協定書に基づき山梨県及び当機構で公平な負担となるよう努めていく。

現在山梨県及び病院機構の間では、補助金及び運営費負担金により病院事業に関する経費の負担が生じている。このうち補助金については、現在、交付要綱で臨時損失を対象とする補助事業はない。また、運営費負担金のうち退職給付引当金以外の項目については、総務省の定めた繰出基準に基づき算出されており、かつ、当該事業年度の病院事業に充当しなければならない。さらに、この度意見のあった退職給付引当金の負担方法については、既に協定を締結した。

このため、現在、山梨県及び病院機構との間で多額の臨時損失が発生したことにより、双方又はいずれかに将来負担が発生する経費はない。しかし、今後補助金の交付要綱、繰出基準の変更が行われ、将来的に負担が発生することが想定される事情が生じた場合には、双方で速やかに協議を行い、負担方法を取り決めていく。

<p>3 現在、有形固定資産の減価償却については、取得価額から100分の10に相当する額を控除した価額に定額法の償却率を乗じて算出している。また、既に耐用年数を経過した償却終了後の有形固定資産の残存価額については、取得価額の5%と見積もり、その帳簿価額の総額は約3億4,900万円となっている。</p> <p>しかし、償却終了後の帳簿価額を5%として会計上の見積りを行う方法は、その時点での資産価値の実態を反映しているとは言えないため、前回監査において、残存価額を備忘価額（1円）とすることを検討されたい旨意見を述べた。</p> <p>病院機構が採用している会計上の見積り方法も制度的に認められたものではあるが、医療機器は高額なものが多いことから、処分の際して多額の除却損が発生するおそれがあり、決算への影響も懸念される。</p> <p>については、資産価値を適切に評価して経済実態を反映させることにより、病院機構の経営状態がより明確となることから、有形固定資産の残存価額の取扱いについて、改めて検討されたい。</p>	<p>3 公営企業型地方独立行政法人会計基準第6及び注7では、「会計処理の原則及び手続きを毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」とされるとともに、「いったん採用した会計処理の原則及び手続きは、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各事業年度を通じて継続して適用しなければならない。」とされている。</p> <p>このため、現時点では残存価額の変更を行うことは予定していないが、公益企業型地方独立行政法人会計基準の変更があった場合又は病院機構の事業内容又は病院機構を取り巻く経営環境の変化に伴い、会計方針（残存価額）の変更が病院機構の財政状態及び経営状態をより適正に表示するものであり、かつ、会計基準に照らし当該変更が正当な理由に該当するような場合などには、会計方針の変更を検討する必要があると認識している。</p> <p>なお、他の地方独立行政法人がどのような償却方法を採用しているのか、定期的な調査を実施していく。</p>
---	---

監査対象団体	公益財団法人 山梨県国際交流協会	
所管部（局）課	観光部 国際観光交流課	
監査実施日	平成29年9月5日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <p>1 基本協定書第27条に規定されている事業報告書が提出されていなかった。</p> <p>2 非常勤嘱託職員の勤務体制の変更に伴い、特別報酬の額を変更していたが、支給の根拠となる非常勤嘱託取扱要綱が改正されていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果) 年度末と年度ごとに提出する報告を混同していた。 (措置の対応状況等) 事業報告書を提出した。 (再発防止策) 協定書の内容について再度確認し、適正に処理を行っていく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 勤務体制変更に伴い、要綱を改正していなかった。 (措置の対応状況等) 非常勤取扱要綱を改正する。 (5月理事会で変更) (再発防止策) 現状と要綱について相違がないか、再度確認を行っていく。</p>

<p>3 退職給付引当金の算定の基礎となる自己都合退職の場合の退職手当の計算方法が、協会の職員退職手当規程に定められた計算方法と相違していた。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果) 県の条例改正に伴い計算方法を変更したが、規程を改正していなかった。 (措置の対応状況等) 職員退職手当規程を改正する。 (5月理事会で変更) (再発防止策) 県の関係条例の改正に注視し、協会の規程について常に確認を行っていく。</p>
---	--

監査対象団体	公益財団法人 山梨県子牛育成協会	
所管部(局)課	農政部 畜産課	
監査実施日	平成 29 年 10 月 6 日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>(指導事項)</p> <p>1 契約書において、財務規程第 15 条に規定されている違約金に関する事項の記載がないものがあった。</p> <p>2 事前に利用が予定されていた高速道路料金について、財務規程では資金前渡により支払われるべきところ、立替払により支払われていた。このため、現金出納帳において、現金残高がマイナスで記帳されている箇所があった。</p>		<p>1 (発生原因の検証結果) 契約の相手方から示された契約書を用いたため、違約金に関する記載が漏れていた。担当者の不注意と決裁過程でのチェックが不十分であった。 (措置の対応状況等) その他の契約について、同様な記載漏れ(事務処理)がないか確認した。 (再発防止策) 契約事務を行う職員に対し適切な事務処理を指導するとともに、支出関係書類の決裁過程で適切なチェックが行われるよう徹底していく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果) 予定外の高速道路による旅行が発生したため資金前渡することができず、立替払してしまった。 (措置の対応状況及び再発防止策) 全職員に高速道路を利用する場合は、資金前渡によることを徹底するとともに、会計事務担当者に対し適切な事務処理を指導した。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県農業振興公社	
所管部(局)課	農政部 農業技術課 担い手・農地対策室	
監査実施日	平成29年10月5日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p>【指摘事項】</p> <p>前回監査において、満期保有目的の債券のうち第139回長期国債について、計算誤りにより帳簿価額が過少計上となっていたことから、指導事項とした。</p> <p>この監査結果に基づく措置状況において、「再度、有価証券整理簿を精査し、償却原価法の計算方法を正しいものに訂正を行った。」と回答があったが、今回の監査においても、一部の長期国債の帳簿価額に償却原価法(定額法)の計算誤りがあった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>満期までの償却月数の考え方に対し、認識不足があった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今回の指摘の対象となった国債を含め全ての債券について、複数の職員で、正しい償却原価法の計算方法により、帳簿価額を再評価した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は担当職員の会計事務に関する知識習得など資質向上を図り、適正な処理に努めていく。</p>
	<p>(指導事項)</p> <p>1 職員の給与に関する規程第6条において、「職員の給料の支給については、山梨県一般職の職員の例による。」と定められているが、傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。</p> <p>2 時価評価していた有価証券について、平成28年度決算において評価方法を変更し償却原価法により評価していたが、重要な会計方針の変更の注記がされていなかった。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>担当職員の確認不足により、通勤手当を支給してしまった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今回支給した過払い分の通期手当は、当該職員から平成29年11月に返還済み。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>担当職員は、関連する諸規程を熟知し、再発防止に努めていく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>担当職員が、重要な会計方針の変更にあたることを認識していなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>公認会計士の指導を受け、平成29年度の事業報告書の注記に「平成28年度に行った重要な会計方針の変更」を記載する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は担当職員の会計事務に関する知識習得など資質向上を図るとともに、決算において公認会計士の指導を仰ぎ、適正な処理に努めていく。</p>

監査対象団体	山梨県住宅供給公社		
所管部（局）課	県土整備部 建築住宅課	同課	住宅対策室（公の施設管理）
監査実施日	平成29年10月18日		
	監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）			
次のとおり、長期未収金があった。 （決算日現在） 事業未収金（一般賃貸住宅管理事業未収金） 5,791,918円 その他未収金（貸借勘定関連未収金） 13,713,316円			<p>（発生原因の検証結果）</p> <p>事業未収金は、公社賃貸住宅の入居者及び退去者の未収家賃である。</p> <p>その他未収金は、県営住宅入居者の退去時の修繕費用である。過去、一括払いできない者に対して分割納付を認めていたが、住所不明になるなど回収が困難となっているものである。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>長期未収金については、督促の継続など厳しい債権管理を行っており、こうした取組の結果、未収金額は減少傾向にある。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>事業未収金については、電話、文書、訪問による督促及び納入誓約書の提出などにより、厳正な債権管理を行っていく。その他未収金についても、住所不明者の居住地などの特定に努め、粘り強く対応していく。</p>

監査対象団体	公益財団法人 山梨県体育協会		
所管部（局）課	教育庁 スポーツ健康課	県土整備部	都市計画課（公の施設管理）
監査実施日	平成29年9月20日、21日	12月21日	
	監査の結果		講じた措置（又は今後の方針等）
（指導事項）			
1 6月支給の期末・勤勉手当について、支給対象期間は12月1日から5月31日の6か月であり、3月末決算のため支給総額の6か月分のうち4か月分を賞与引当金として計上する必要があるが、計上されていなかった。また、賞与引当金に対する社会保険料についても、未払費用として計上する必要があるが、計上されていなかった。			<p>1（発生原因の検証結果）</p> <p>本協会の人件費の財源は県からの補助金等であり、6月支給の期末・勤勉手当については、支給日が属する年度に相当額の補助金等をいただいていることから、これまで賞与引当金の計上はしていなかった。</p> <p>（措置の対応状況等）</p> <p>平成29年度決算より賞与引当金を計上し、またそれに対する社会保険料についても未払費用を計上する。</p> <p>（再発防止策）</p> <p>本協会は公益法人であることから「公益法人会計基準」に基づき適正な会計処理を行っていく。</p>
2 法人税法上、収益事業の退職給付引当金を計上しているが、収益事業の退職給付引当金を法人会計で一元管理するとして法人税別表4で			<p>2（発生原因の検証結果）</p> <p>退職給付引当金を法人会計で一元管理したことにより、収益事業会計に計上されな</p>

<p>全額を認容減算している。当該収益事業の職員は、退職しておらず退職金も支給していないことから、法人税法上は損金に算入するのは誤りであり、結果的に未払法人税等が過少に計上されていた。</p> <p>3 「桜まつり」開催に係る委託の一部経費について、委託業務が終了していないにもかかわらず、未払金に計上されていた。 (小瀬スポーツ公園)</p> <p>4 県からの事業費補助金の補助対象事業のうち、「クレール射撃競技練習場確保事業費補助金」において、実績報告書に添付する書類として、同補助金交付要綱第8条に定められた監査報告書が、添付されていなかった。</p>	<p>くなったことで、法人税を算出する際、全額損金算入してしまった。 (措置の対応状況等) 改めて退職給付引当金の内訳について精査を行い、平成28年度に退職した職員の収益事業への費用配賦分のみを損金算入とする修正申告を平成29年度末に行った。 (再発防止策) 平成29年度以降は、退職給付引当金を法人会計と収益事業等会計に計上するとともに、職員ごとの管理を徹底していく。</p> <p>3 (発生原因の検証結果) 「桜まつり」は、毎年3月下旬から4月上旬に開催していることから、2事業年度の予算を充当している。このことから、全部の委託業務は終了していないが、3月に発生した経費(準備など)を未払金として計上した。 (措置の対応状況等) 平成30年の桜まつりは委託業務契約書に「一部完了」の項目を設け、平成29年度の経費として、桜樹ヘライトアップ用ライトの設置及び点灯試験が完了した時点で、委託料相当額を受託者に支払うことができる契約とした。 (再発防止策) 毎年、桜の開花状況により桜まつりの開催期間が変更となることから、どのような状況になっても妥当な経費配分ができるような契約方法を検討し、適正な会計処理を行っていく。</p> <p>4 (発生原因の検証結果) 本協会及び補助金受給団体の「クレール射撃競技練習場確保事業費補助金交付要綱」の理解不足により、添付書類に不備が生じた。 (措置の対応状況等) 補助金受給団体「山梨県クレール射撃協会」に不足となっている監査報告書の写しを提出させ、実績報告書に添付した。 (再発防止策) 今後は本協会及び補助金受給団体ともに補助金交付要綱を正しく理解し、厳正に遵守することにより、事務手続きに不備のないよう注意していく。</p>
--	--

<p>(意見)</p> <p>体育協会では、将来の退職金の支払いに備え、退職給付引当金として、期末自己都合退職要支給額から中小企業退職共済積立金を控除した額を計上するとともに、勤続25年以上で定年退職した場合には退職金支給率が増加することから、その所要額として、普通預金で別途管理している。</p> <p>体育協会が採用している退職給付引当金の会計処理（簡便法）も、退職給付引当金を原則的な方法により算定した場合の差額に重要性が乏しい公益法人においては認められているが、将来の退職金の支払いに備え、普通預金で別途管理しているのであれば、実態に合わせて、一元的に退職給付引当金に計上することを検討されたい。</p>	<p>意見どおりの会計処理ができるのか、公益法人を監督する行政庁の担当課である私学・科学振興課、本協会が会員となっている全国公益法人協会及び本協会の監事の見解などを確認し、適正な対応を行っていく。</p>
---	--

監査対象団体	一般財団法人 山梨県消防協会	
所管部（局）課	防災局 防災危機管理課	
監査実施日	平成29年11月21日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>[指摘事項]</p> <p>消防協会は、県民の安全・安心のために消防団組織等の充実強化、消防防災思想の普及広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的として組織されているにもかかわらず、消防法で6か月に1回行うことが義務付けられている消防用設備等の機器点検が、年1回しか実施されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>1年ごとの総合点検及び消防署への報告は行っていたが、6か月ごとの機器点検は任意であると誤認していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成30年1月に機器点検を実施した。 今後は機器点検を5月と11月に、総合点検を5月に実施する。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は年間の点検計画を作成し周知することにより、情報の共有化を図り、再発防止に努めていく。</p>
	<p>(指導事項)</p> <p>基本協定書第8条に暴力団の排除について定められているが、清掃業務請負契約書及び消防設備等点検契約書において、記載すべき契約解除のための暴力団排除条項が記載されていなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>契約の相手方は公的機関との契約実績があり信頼度が高いため、記載の必要がないと考えていた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>契約変更を行い、暴力団等反社会的勢力の排除及び契約の解除等を記載した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は委託契約を締結する際、暴力団排除に関する条項が記載されているかを確実に確認していく。</p>

監査対象団体	公益財団法人 キープ協会	
所管部（局）課	森林環境部 みどり自然課	
監査実施日	平成 29 年 11 月 14 日	12 月 20 日
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <p>1 基本協定書第 11 条第 1 項において、指定管理者は、管理業務と管理業務以外の業務を区分して経理しなければならないと定められているが、指定管理業務として実施したプログラムの材料費の収入（実費徴収）及び支出について、区分経理が行われていなかった。このため、事業報告書の管理業務に係る収支決算において、支出の「プログラム材料費」の金額に収入の「プログラム材料費」と同一の金額が記載され、実際の支出金額が記載されていなかった。</p> <p>2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、雑損失が支出に計上されていなかった。</p>	<p>1（発生原因の検証結果）</p> <p>材料費が発生するプログラムを実施するに当たり、材料費の取扱いについて確認の上、経理区分を行ったが、伝票処理をキープ協会として行ってしまった。このため、事業報告書収支決算上、八ヶ岳自然ふれあいセンターの支出がゼロとなったため、プログラム材料費の収入金額と同一金額を支出金額として報告した。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>経理区分について再度認識し、今後は適正な経理処理に努めていく。</p> <p>2（発生原因の検証結果）</p> <p>最終決算が6月のため、5月に提出する年度業務報告書に雑損失が計上されていなかった。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>早期に決算額を積算し、雑損失が生じた場合には、適正に業務報告書収支決算に計上していく。</p>

監査対象団体	山梨県造園建設業協同組合	
所管部（局）課	森林環境部 県有林課	
監査実施日	平成 29 年 9 月 26 日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
	<p>(指導事項)</p> <p>健康の森遊歩道草刈業務において、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>(1) 直接、外部の業者に再委託すべきところを、同一の法人内で再委託した上で、外部の業者に再々委託していた。</p> <p>(2) 再委託の委託料と再々委託先に支出した金額に差額が生じていたため、事業報告書の管理業務に係る収支決算に計上された委託料が、当該差額分過大となっていた。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>健康の森内の遊歩道草刈業務について、短期間で多くの作業員を確保することを優先したため、組合で受託し、組合員各社に手配したものであり、業務の再委託について理解が不足していた。</p> <p>また、再委託の委託料について、業務内容が組合員の労務提供に相当すると判断し、委託料から組合員への指導管理費を控除した額を再々委託料として支出したため差額が生じたものであり、指定管理委託料の使途ならびに会計管理について誤認があった。</p>

	<p>(再発防止策)</p> <p>今後は同一法人である組合への再委託は行わず、再委託を要する業務は、外部の業者と直接契約し実施する。</p> <p>指定管理制度の目的ならびに基本協定の内容を十分に理解し、再発防止に努めていく。</p>
--	--

監査対象団体	株式会社 富士グリーンテック		
所管部(局)課	県土整備部 都市計画課	教育庁	スポーツ健康課
監査実施日	平成29年10月12日		
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
	<p>(指導事項)</p> <p>1 ウェブサイト運用支援委託契約において、契約書の第13条に、委託契約の有効期間は契約締結日から6か月間とし、以後6か月間ごとに自動更新されると定められているが、契約締結日が契約書に記載されていなかった。 (御勅使南公園)</p> <p>2 事業報告書の管理業務に係る収支決算において、通勤手当が人件費に計上されているにもかかわらず、その他需用費(旅費交通費)にも誤って計上されているものがあったため、通勤手当相当額が過大に計上されていた。 (御勅使南公園)</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>契約締結日はウェブサイトの運用開始日とする双方の事前合意はあったが、契約締結日を記載しないまま記名捺印し、運用開始日が定まった後も日付を記載せず保管していた。 (措置の対応状況等)</p> <p>ウェブサイトの運用開始日である平成16年8月26日を契約締結日として契約書に記載した。 (再発防止策)</p> <p>記名捺印の際は契約日を確実に定めるとともに、特別な条件がある場合は打合せ内容を付記し、検証が可能な状況で保管する。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>費目内訳において、給与明細の通勤手当を交通費として需用費で管理していたが、収支報告書作成の際、誤って給与支払額をそのまま人件費として計上したため、通勤手当相当額が重複計上となってしまった。 (措置の対応状況等)</p> <p>重複計上されていた通勤手当相当額を収支報告書の「その他需用費」から削除した。 (再発防止策)</p> <p>今後は通勤手当はその他需用費(旅費交通費)に計上せず、人件費として計上することを徹底していく。</p>	

監査対象団体	清里丘の公園・ニホンターフメンテナンス共同企業体	
所管部(局)課	企業局 総務課	
監査実施日	平成29年10月3日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
	<p>【指摘事項】</p> <p>廃油等の産業廃棄物の処分等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2により、書面により契約を締結し委託することとされているが、契約書を作成することなく、産業廃棄物の収集運搬の許可を得た一般廃棄物処理業者に処分が依頼されていた。また、同法第12条の3により、産業廃棄物の引渡し時に交付しなければならない産業廃棄物管理票(マニフェスト)を、交付していなかった。</p>	<p>(発生原因の検証結果)</p> <p>当該法令に基づく各種手続きに関して、社員に認識がなかった。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>今回指摘された事案については、平成30年2月に契約書の締結を行った。また、産業廃棄物の処理時には産業廃棄物管理票を交付し、適切な処理を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は当該事務処理に関連する法令に精通し、事務処理の不備がないよう注意していく。</p>
	<p>(指導事項)</p> <p>1 経営改善計画策定支援業務委託に係る前渡金について、業務が完了しているため全額費用処理すべきであるが、前渡金に計上されていた。</p> <p>2 ゴルフ場のコース管理業務委託料の平成28年6月分から平成29年3月分が、監査日現在未払となっていた。</p>	<p>1 (発生原因の検証結果)</p> <p>改善計画策定の委託業務は完了していたが、当該計画に基づく取引銀行との折衝が継続中であったため、前渡金に計上していた。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>顧問税理士と検討した結果、平成30年3月期決算に費用計上を行う。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後は業務委託内容を十分理解し、適切な処理を行っていく。</p> <p>2 (発生原因の検証結果)</p> <p>平成26年指定管理受託以降、台風、降雨日、降雨量が増加しており、悪天候の日が頻繁に発生した結果、想定外の甚大なる売上減少を被っている。</p> <p>このような状況により、資金の確保が困難なため、支払いが滞っている。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成29年3月期計上の未払いについては、支払いが完了している。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>ゴルフ場のコース管理の委託先は、当共同企業体の構成員であり、このような経営状況を理解していただいております。今後も支払いについては相談しながら、できる限りの対応を行っていく。</p>

<p>3 消費税の中間納税分のうち、平成 29 年 2 月 末までに納付すべき消費税が、平成 29 年 3 月 末時点で未納となっていた。</p>	<p>3 (発生原因の検証結果)</p> <p>平成26年指定管理受託以降、台風、降雨日、降雨量が増加しており、悪天候の日が頻繁に発生した結果、想定外の甚大なる売上減少を被っている。</p> <p>このような状況により、資金の確保が困難なため、支払いが滞っている。</p> <p>(措置の対応状況等)</p> <p>平成29年3月期計上の未納消費税については、納付が完了している。</p> <p>(再発防止策)</p> <p>今後納期が到来する国税等については、期限内に納付するよう努めていく。</p>
---	---